

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
倉敷市	玉島北園芸協会葡萄部会	令和3年3月25日	令和5年3月23日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	13.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.7ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6.8ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	15.1ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

近年新規参入者の受入れが活発で新規就農者が急増しているが、研修後の新規就農者用の園地の確保が難しい。小規模産地を維持していくため、生産物の安定供給、高品質化を目指し、生産者の技術の向上のための支援が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

園地の利用は、中心経営体である認定農業者が担うほか、新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。施設の設置が必要になるため、園地の集約化は現実的ではないが、小規模でも経営が成立するよう高品質化を目指していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

新規就農者の受け入れ

産地規模の維持のため、継続的な新規就農者の受け入れ態勢の強化を図る。研修後にすみやかに新規就農できるよう園地の確保や、安定供給・高品質化に向けた技術向上や経営確立のための研修制度等の支援体制を検討し、安心して入植できる環境づくりに取り組む。

5 中心経営体

別紙のとおり